

書きすすとわかりやすい。

⑨ 関係書類との重複記録はさけること。

保護台帳、保護決定調書、各種提出書類とケース記録は一体なので、ケース記録以外の書類で直ちに判明できる事項、内容は重複して記録しないことが望ましい。

なお、過去に記述されている事項についての重複記録はさけるべきであるが、どうしても必要な場合は、前回記録を参照するよう記載しておくか、ごく簡単な説明的記述をすることで十分であろう。

(例)

(妻と面接) 主は通院中で不在、主の病状は前回訪問時(又は年月日の記録のとおり)の状況と変らないようである。しかし、妻の話しから、主はどうも飲酒しているようなところもあり、後日、主治医訪問して療養態度等について意見を聞くこととする。

※(注)

「年月日の記録のとおり」といっても、2～3年前の記録は確定した事実(調停離婚の成立、交通事故に合った事実)のように状況が不変なもの以外は、概ね1年以内の記録にとどめるべきである。また、新規開始時の実態調査で記録されていない年金・保険・資産等の確定できる事実が把握された場合は、開始時の実態調査に調査年月日を付して記録しておくこと。その事実をケース記録のみに書いてあると、ケース記録を全部読まない限り把握した事実が判明できないことになる。

⑩ 用語の簡略化を図ること。

記録を簡略化するためには、福祉事務所として統一した略語を使用するよう心掛け、常用の用語をなるべく簡略化する必要がある。

一般的に略語として使用しているものとしては、例えば次のようなものがある。

のみを書いただけであり、その情報源も主が言ったものか、妻の判断が不明であり、担当者の観察(実態把握)と判断(認定)が不明確なものである。関係機関等の調査を例として、家庭訪問のみの実態把握の記録を書くとしたら、次の(例2)の方が妥当なものとなる。

(例2)

訪問すると主は床より起きあがって来た。まだ体力が回復していないのか、やつれた状態であった。

主の申し立てによると、現在、週2回通院しており、先週検査した結果、一向に良くなっていないと主治医に言われた。

妻の稼働については、主がアルコール症気味の肝硬変であり、精神的な安定、食餌療法も必要であると妻は主治医に言われており、子どもも小さいことから今のところ就労することは無理と認められるので、当分の間は就労指導せず状況を見るものとする。

長女は高校進学を希望しており、主、妻とも進学させようと考えている。成績は公立高校に入るには今一步のところにあるようである。

⑥ 敬語は原則として使用しないこと。

内部的資料である公文書の場合、通常敬語は使用しないので、ケース記録についても原則として敬語は使用しないこと。

⑦ 特殊な専門用語や一般化していない外国語は極力使用しないこと。

止むを得ず使用する場合は、訳語を注書しておくべきである。

⑧ 会話体の記録は極力用いないこと。

ケース記録を見ると、長々とした会話の記録があり、最後まで読み終えても何を言いたいのか理解しにくい記録がある。

記録の要約化を図ることは、組織としてもケースワーカーにとっても極めて重要なことである。会話体の記録はどうしても要約化しにくい面があるので、極力使用しないよう心掛けたいものである。

なお、対象者の発言で重要なものについて会話体を使用しなければならぬ場合は、「……とのこと」「……という。」のように「

用語	略語	用語	略語
家庭訪問	④	社会保険	社保
世帯主	M	健康保険	健保
主治	T	健康保険	日健保
正和	S	国民健康保険	国保
和	S・V	厚生年金保険	厚年保
員	C・W	国民年金(拠出制)	国民年
員	民	老令福祉年金	老福
員	委	労働者災害補償保険	労災
所	職	世帯更生資金	世更資金
所	安	児童扶養手当	児扶手当
所	相	結核予防法	結予法
所	家	精神衛生法	精衛法

編注

この要領は、(事例5-1)訪問計画実施表(P.168)の記入要領である。

訪問目的記入要領

- 1 ケース分類を記入する。(鉛筆書きでもよい)
- 2 問題点等欄に下記の事項を記入する。(鉛筆書きでもよい)
  - (1) 疾病者(眼科, 歯科, 耳鼻等)で処遇上問題がないものは除く)のない世帯は、「疾病者なし」と記入する。
  - (2) 長期入院患者については、「〇〇病院内院中」、施設入所者については施設名を記入する。
  - (3) 世帯分離して保護している場合は、「世帯分離」と記入する。
  - (4) 単身のケースは、「単身」と記入する。
  - (5) 資産を有する世帯は、「資産有」と記入する。
- 3 ケース分類に沿った訪問計画を記入する。
  - (1) 勤労者のいる世帯は、手帳局 第10訪問調査等参照のこと。
  - (2) Cケースについては、6月及び12月に計画する。
- 4 扶養義務者の調査
  - (1) 年1回以上計画する。
  - (2) 母子世帯については、前支の扶養能力調査を年1回は必ず計画する。  
(☑)と記入する。
- 5 病状調査
  - (1) 長期入院患者は、年2回計画する。
  - (2) 高齢者は、年1回以上計画する。
  - (3) 稼働年齢者層は、年2回以上計画する。
  - (4) 記入方法は、④主、妻、長男等の要領で記入する。
6. 収入調査
  - (1) 稼働年齢者層のいる世帯及びそれ以外で稼働している者のいる世帯については年4回、その他は年2回以上計画する。
- 7 資産調査
  - (1) 資産を有する世帯について年1回計画する。
- 8 出身世帯調査
  - (1) 世帯分離して保護しているケースは年1回計画する。
9. ④、⑤については、随時記入する。  
⑥は、記入しない。
- 10 月の当初にその月の訪問計画の目的を記入する。

(注) 本項「ケース記録」に挙げている例文等は札幌市の「生活保護研修・指導の手引」(査察指導員用)、大阪府の「ケース記録の手引」等を参考にした。





記 録	例	留 意 事 項																		
<p>(3) その他 ○○○○手当てについては……………であり、○○年○月から受給できると認められるので、今後手続について指図する。</p> <p>11. 住宅及び生活環境</p> <p>(1) 規模、構造、部屋数などについては保証台帳のとおり。</p> <p>(2) 家庭補修の必要性 ……………の老朽が著しく、雨漏りするので早急に補修する必要がある。</p> <p>(3) 貸問の可能性 ・世帯構成から判断して十分に余裕があるので……………指図する。</p> <p>(4) 地理便 ……………に所在し、交通便は良好である。</p> <p>(5) 親族・近隣等との交際状況</p> <p>(6) その他</p> <p>12. 関係者の意見 注1. ○○民生委員の意見 (1) …………… (2) …………… (3) ……………</p> <p>13. その他の事項</p>	<p>14. 結 論 (1) 要否判定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">最 低 生 活 費</th> <th style="width: 30%;">収 入 充 当 額</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活費</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>住宅費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">要 否 本人支払額 ○○○円</p>	最 低 生 活 費	収 入 充 当 額		生活費	円	円	住宅費			教育費			医療費			計			<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員、町村担当者等の意見を記録する。</li> <li>・高等学校等就学者がいない場合は、自立助長が図られることが認められる旨の記載が必要。</li> <li>・短期疾病の特例を適用する場合は、その旨を記録する。</li> <li>・本人支払額を生ずる場合は、その額を付記する。</li> <li>・当初分限（6箇月以内）に結婚転出等）する者については、除外して対比する。（理由は明記する。）</li> </ul>
最 低 生 活 費	収 入 充 当 額																			
生活費	円	円																		
住宅費																				
教育費																				
医療費																				
計																				

記 録	例	留 意 事 項																																													
<p>(2) 扶養能力及び意思 主の兄は……………であり、相当の扶養能力があると認められるので、他に調査したところ○月から○○○○○円仕送りすることによって、扶養届の提出を求め、今後仕送り状況について把握する。</p> <p>2. 主の弟 ○○○○ (○○才) ○○市○○町○-○</p> <p>(1) 世帯の状況</p> <p>(2) 扶養能力 当世帯の生活状況は……………であり、別紙扶養届のとおり扶養はできないと認められる。</p> <p>3. 妻の父 ○○○○ (○○才) ○○市○○町○-○</p> <p>(1) 世帯の状況</p> <p>(2) 扶養能力 別紙扶養届のとおり○月より毎月○○○○○円仕送りする旨回答あり、なお、これ以上については……………の事情もあり、当分の間困難と認められる。</p>	<p>10. 他 法 関 係</p> <p>(1) 医療保険</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">被 保 険 者 名</th> <th style="width: 10%;">記 号 番 号</th> <th style="width: 10%;">扶 養 家 族</th> <th style="width: 10%;">家 族 給 付 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 年 金 等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">記 号 番 号</th> <th style="width: 10%;">年 額</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	種 別	被 保 険 者 名	記 号 番 号	扶 養 家 族	家 族 給 付 率																種 別	氏 名	記 号 番 号	年 額	備 考																					<p>・生活保持義務関係にある者で実調した場合はその状況についても記録する。</p> <p>・生別母子世帯の場合は養育費の請求・裁判の状況、調停の内容等も記録する。</p> <p>・近い将来適用となる見込みのものについても記録する。</p>
種 別	被 保 険 者 名	記 号 番 号	扶 養 家 族	家 族 給 付 率																																											
種 別	氏 名	記 号 番 号	年 額	備 考																																											

(2) 継続ケースの記録

記 録	留 意 事 項
<p>(2) 決定 (その1) 判定要となるので、町(村)交付の〇月〇日から保護開始する。</p> <p>(3) 決定 (その2) 了 世帯分離実施 次の理由により〇〇〇〇を世帯から分離し、単身保護する。 (第1-2-1-.....) ① 〇〇は、今後、引き続き6箇月以上の入院治療を要する。 ② 〇〇は、他のいずれの世帯員とも生活密着関係がない。 ③ 〇〇を、同一世帯として認定すれば.....(本人支払額.....)となり.....自立助長を著しく阻害する。</p> <p>イ 分離に伴う仕送り調査 ・〇月〇日、〇〇〇〇と面接、当所の方針及び世帯分離の意味を説明し話し合ったところ、別紙扶養届のとおり毎月〇〇〇〇円を仕送りする旨の回答があった。</p> <p>15 今後の処遇方針 1. 主一治療に専念させる。(主治医との連絡を密にする。) 2. 要一献勞日数を増加させるよう指導する。 3. 〇〇〇〇について、保有者が認められないので売却処分を指導し、売却されたときは法第63条により費用の返還をするよう文書で指示する。 4. 〇〇〇〇年金については、消費済みであるので、次回支給日より収入認定する。 5. 農業収入については、〇〇月以降収入認定するものとし、〇〇月まで保有米〇〇kgを収入認定する。</p>	<p>・世帯分離要件該当項目を明記する。 ・分離要件を具体的に記す。</p> <p>・短期的及び長期的処遇方針、取捨上の留意点等を記録する。</p>

記 録	留 意 事 項
<p>世帯の認定 1. 世帯員の異動 長女の転出(転入)について (1) 〇〇〇へ就職のため〇月〇日に転出したので世帯から除外する。 (2) 転出に伴い、〇月分(支給済み)保護費のうち〇〇〇〇円返納となる。 (3) (〇月〇日)調査の結果.....身支度に伴う.....に、消費済みであることと確認したので法第80条により返還を免除する。(消費せず保有していたので、〇〇〇〇円(.....)を返還させる。) (4).....扶養照会する。(〇箇月後実施)</p> <p>最低生活費 1. 加 算 1. 母子加算の認定について ・主の入院期間が1年を経過、引続き入院を要する状態にあるので〇月から母子加算を認定する。 2. 障害者加算の認定について ・主について、別紙診断書のとおり、国民年金法別表に定める1級に該当すると認められるので〇月から障害者加算を認定する。 ・障害年金受給手続について指導する。 3. 在宅患者加算の認定について(一般病) ・〇〇〇精で通院中の主について、引き続き3箇月以上の治療を要するうえ、別紙診断書のとおり栄養補給の必要があるため、〇月から在宅患者加算を認定する。 ・嘱託医の意見.....</p> <p>2. 水道設備費 水道設備費の支給について ・次のとおり必要と認められるので水道設備費として〇〇〇〇円支給する。(費用が〇〇〇〇円をこえるので知事あて協議する。) (1) 現在、井戸水を使用しているが、.....により、水位が低下してきている。 (2) 〇〇保健所による水質検査の結果、.....のため飲料不適と判定された。</p>	<p>・保護台帳の扶養義務者欄に転記する。 ・返還免除する場合は、消費済みの理由を簡潔に記入する。 ・「やむを得ない事由」は実地に確認する。</p> <p>・診断書添付 ・年金受給手続の要否 ・診断書添付 (3箇月毎に更新)</p> <p>・(配電設備、井戸、下水道設備の場合に準用) ・(実調) ・飲料の適否 ・規模の妥当性</p>

記 録	例	留 意 事 項
	<p>(3) 費用については、別紙見積り内容のとおりであり〇〇〇〇円と協議した結果、いずれも妥当であると認められる。</p> <p>(4) ……今回の計画に〇〇〇〇円援助する旨の確約があった。</p> <p>・補修額について、知事承認を要するので……………(水道設備費の例参照)……………</p>	<p>事後確認の記録</p>
	<p><b>6. 生 業 費</b></p> <p>1. 生業費の支給について……………事業拡張に伴うもの</p> <p>・次のとおり必要と認められるので、生業費として〇〇〇〇円支給する。</p> <p>(1) 主の健康も、ようやく回復、主ではこれを機会に……………事業を……………程度に拡張して生活の自給を立たいと希望している。</p> <p>(2) 主の現在の健康状態(……………)から考えて計画は……………であり世帯の自立に著しい効果をもたらすものと認められる。</p> <p>(3) ……であり、規模、費用とも妥当と認められる。又、この程度であれば……………であり、近隣の均衡を失うこともない。</p> <p>(4) 以上により、申請額どおり支給したい、なお、拡張により月平均〇〇〇〇円増取になる見込みである。(主の意見)</p> <p>2. 技能修得費の支給について</p> <p>・長男の〇〇職業能力開発センター入所(学)に伴う諸経費については、別紙のとおりであり、いずれも妥当であると認められるので〇〇〇〇円支給する。</p> <p>(1) 入所中は……………の技術を修得するものであり……………自立に著しい効果がある。</p> <p>(2) 長男も意欲十分で修了後は……………自力で家計を支えたいと誓っている。</p> <p>(3) 家族の長男にかかる期待……………と大きく……………望んでいる。</p> <p>(4) 入所月日 〇月〇日</p> <p>(5) 入所期間 〇箇月(年)</p> <p>3. 高等学校等就学費の支給について</p> <p>・次男県立〇〇高等学校就学に伴う、〇月分の就学費用について別紙「高等学校等就学費認定調査」により〇〇〇〇円を認定する。</p> <p>・次男のアルバイト収入については、別紙「高等学校就学費認定調査」(内により、高等学校等就学費用の給付対象外となる経費や基礎額の範囲内で削ぎきれない経費に充当した結果生じた残額〇〇〇〇円については収入として認定する。</p>	<p>・(実測)</p> <p>・計画の妥当性(必要性)</p> <p>・規模、金額の妥当性</p> <p>・特別基準認定の必要性</p> <p>・今後の自立見通し</p> <p>・(実測)</p> <p>・明細書添付</p> <p>・修得科目の内容、修了後の就職の見通し</p> <p>・自立見通し</p>

記 録	例	留 意 事 項
	<p>(3) 付近のほとんどの世帯は……………工場の跡に、すてにとりつけており、近隣の均衡を失う恐れはない。</p> <p>(4) 費用については、別紙見積り内容のとおり……………であり、いずれも妥当であると認められる。</p> <p>(5) ……(他からの援助)……………〇〇〇〇円、援助する旨の確約があった。</p> <p>・知事に協議中のところ、申請どおり承認されたので決定する。</p> <p>・〇月〇日訪問</p> <p>計額どおり実施されていることを確認する。</p>	<p>・費用の妥当性</p> <p>・扶養義務者等の援助の可能性</p> <p>・実施に確認する。</p>
	<p><b>3. 通学交通費 (義務教育)</b></p> <p>通学交通費の支給について</p> <p>・長男について、片道〇キロを自転車通学をしているが冬期間、積雪多量、凍結……………によりバス通学をすることとなるので次により通学費を認定する。</p> <p>(1) バス通学を要する期間 〇月から〇月まで 〇〇〇〇円</p> <p>(2) 定期券代(3箇月) 〇〇〇〇円</p> <p>(3) 町からの助成金 〇〇〇〇円</p> <p>(4) 支給を要する通学費 〇〇〇〇円</p>	<p>・(実測)</p> <p>・学校又は教育委員会の意見を聴取する。</p>
	<p><b>4. 家賃、代代、地代</b></p> <p>家賃の認定について</p> <p>・〇月〇日……………へ転居し、家賃を要するので〇月から〇〇〇〇円認定する。</p> <p>・(転居額をこえる場合)</p> <p>……………〇〇〇〇円となり限度額をこえることとなるが……………(事情)……………によりやむを得ないと認められるので……………承認があったものとして〇〇〇〇円、認定する。</p>	<p>・家賃証明書添付</p> <p>・地域の慣行料金との比較</p> <p>・世帯員の状況、地区の住宅事情等を勘案して判断する。</p> <p>・基準額の1.3倍以内であること。</p> <p>(台帳参照)</p>
	<p><b>5. 住宅維持費</b></p> <p>家賃補修費の支給について</p> <p>・次のとおり必要と認められるので家賃補修費として〇〇〇〇円支給する。</p> <p>(1) ……老朽蓋しく雨漏りする状態である。(厨間、台所付近)</p> <p>(2) ……に……………(トタン)をあて、更に、腐蝕した……………をとりかえ補修することにより雨漏りを防ぐ必要がある。</p>	<p>・(実測)</p> <p>・補修費の所、補修方法、補修規模等について記録する。</p> <p>・費用(規模)の妥当性</p> <p>・援助の可能性</p>

記 録	例	留 意 事 項
<p>4. 就職支度費の支給について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長女の就職に伴い.....などを要するので支度費として〇〇〇〇〇〇円支給する。</li> <li>(1) 就職予定先.....〇〇限.....〇〇工場</li> <li>(2) 就職予定月日 〇月〇日</li> </ul>	<p>・購入品目を詳細に列挙する必要はない。</p> <p>(案例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳整理</li> <li>・費用明細書添付</li> <li>・加算分の上積み</li> <li>・資産が基準額をこえた場合における差額分の援助見通し</li> </ul>	
<p>7. 葬 祭 費</p> <p>1. 葬祭費の支給について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇死亡に伴い、次のとおり葬祭費を要するので〇〇〇〇〇〇円支給する。</li> <li>(1) 葬祭に要した額 〇〇〇〇〇円</li> <li>(2) 葬祭扶助基準額 〇〇〇〇〇円</li> <li>(3) 加 算 分</li> <li>① 火葬費 (.....こえる分について加算) 円</li> <li>② 運搬費 (.....) 円</li> <li>③ 診断書 (.....) 円</li> <li>④ .....</li> </ul> <p>2. 支給済み保険費のとり扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>.....運還 (免除) .....</li> </ul>	<p>・扶助費超過支給分の取扱いについて記入する。</p>	
<p>その他</p> <p>1. 通常世帯訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(.....のため世帯訪問、〇〇と面接)</li> <li>1. 生活費況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主.....であり.....</li> <li>・妻.....さらに悪化している。</li> </ul> </li> <li>2. 主の稼働状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>.....やや積極的になってきており.....</li> <li>.....稼働日数も若干増えている。</li> </ul> </li> <li>3. 家屋補修について <ul style="list-style-type: none"> <li>.....雨漏りする.....</li> <li>補修する必要がある。</li> </ul> </li> <li>4. 指導 (助言) 事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妻に対し、食事の気を配り.....専念すること。</li> <li>・主に対し.....と思われるのもっと努力すること。</li> <li>・家医補修申請手続をとるよう.....</li> </ul> </li> </ul>	<p>・いつ、どこで、だれと、何の目的で会ったかを明らかにする。</p> <p>・対象者の訴え、関係者の意見及び対象者に対する指導事項等を要迎し方針との関連に留意しながら記入する。</p>	

記 録	例	留 意 事 項
<p>2. 病院訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(〇〇病院訪問、〇〇主治医および妻と面接)</li> <li>別紙調査票のとおり</li> <li>・稼働能力について (〇〇主治医)</li> </ul> <p>病状は.....であり、.....程度の仕事であれば可能である。</p> <p>今後、職安へ同行する等強めに就労指導する。</p> <p>・手持金累積額が〇〇〇〇〇円だったので〇月から〇〇加算を削除する。(計上する。)</p>	<p>3. 収入認定</p> <p>一月により変動が著しい場合—</p> <p>日雇収入見込認定について</p> <p>(1) 妻は、〇月〇日から.....で働いている。</p> <p>(2) 妻によれば、.....であるため「.....で当分は落ちつかない。」とのことである。</p> <p>(3) 現況から判断して.....であり、今後、〇箇月間程度、臨時、状況(4)とありえず、別紙収入申告書に基づき〇日間(日給〇〇〇〇円)で〇月から見込認定し、この間、毎月調査することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票により記録されている場合は「別紙調査票のとおり」と記録する。ただし、稼働能力等処遇上重要な事項については重複しても記録する。</li> <li>(案例)</li> <li>・収入申告書添付</li> </ul>
<p>4. 検診命令</p> <p>検診命令について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の理由により、主に対し、検診を命ずる。</li> <li>(1) 治療を中止して〇箇月になるが、この間就労していない。</li> <li>(2) 〇〇病院医 (〇月〇日実測) の意見</li> </ul> <p>病状は.....であり.....程度の仕事であれば十分にでき</p> <p>(3) 主は.....自覚症状を訴えるばかりで意欲がない。</p> <p>又「自分の身体は自分が一番よく知っている。」と、受診指導に積極的な態度をとっている。</p> <p>(4) 以上により、主の健康状態等を確認する必要がある。</p> <p>(5) 検診命令書は別紙のとおり</p>	<p>検診命令について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検診命令書は本人直接手渡し、検診命令の趣旨を説明する。</li> </ul>	



記 録	例	留意事項
<p>5. 文書指示</p> <p>文書による就労指示について 次の理由により、主に対し、文書により就労を指示する。</p> <p>(1) 主は、……で月〇回病院治療を行っているが、稼働能力はあると認められる。</p> <p>・〇〇主治医 (〇月〇日) 病状は、……であり、……程度の仕事は可能である。</p> <p>・〇〇嘱託医 (〇月〇日) 主治医の意見のとおり就労は可能である。</p> <p>(2) 〇月〇日職安へ同行するも、……と、求職活動も消極的である。なお、職安の担当者によれば、主が積極的に求職すれば就労可能な事業所はある、ということである。</p> <p>(3) この間、〇箇月にわたって強力に就労指導してきたが、主は、……と消極的である。</p> <p>(4) ケース診断会議 (〇月〇日) でも……であり、文書指示すべきであるとの結論であった。</p> <p>(5) 以上により、文書指示を行い、早急に就労するよう援助する。</p> <p>(6) 指導指示書は別紙のとおり。</p>	<p>主治医、嘱託医の意見はできるだけ詳細に記録する。</p> <p>・できるだけ嘱託医と同行訪問する。</p> <p>・本人の対応、求人状況等を具体的に記録する。</p> <p>・この間の就労指導の状況の記録を整理する。</p> <p>・直接指示書は本人に直接手渡し、指導指示の裏書き等を説明する。</p>	

(3) 停・廃止の記録

記 録	例	留意事項
<p>停止記録</p> <p>一時的に保護を必要としなくなった場合</p> <p>(〇月〇日、世帯訪問、〇〇と面接)</p> <p>1. ……(臨時金などの種類) ……受給について、……</p> <p>・別紙申告書のとおり………を承認したことを確認する。</p> <p>・(収入の取扱いなどについて説明) ……(停止の意味についても説明する。) ……するよう助言する。</p> <p>(保護の停止について)</p> <p>1. ……〇月〇日～〇月〇日 (〇〇日間) まで保護停止し、この間、臨時状況を把握する。</p> <p>(期間算定)</p> <p>・ ……</p> <p>・ ……</p>	<p>裏付け資料を置く。</p> <p>・収入申告書を置く。</p> <p>・臨時金の計画的消費について助言する。</p>	

記 録	例	留意事項
<p>2. (関係者への連絡) ……依頼する。</p> <p>定期収入の増加により保護を必要としなくなった場合</p> <p>(〇月〇日、世帯訪問、〇〇と面接)</p> <p>1. 稼働状況について</p> <p>・〇〇〇での勤務は安定しており、……収入も増加している。健康状態についても必要に応じて記入する。</p> <p>2. 〇〇〇の意見</p> <p>・ ……仕事にも慣れ自信がついてきた。</p> <p>・ ……自力でやっていけそうである。</p> <p>(保護の停止について)</p> <p>1. 別紙収入申告書に基づき認定した結果、<del>一</del>医、保護を要しなくなるが、〇〇での勤務状態……(確実性を欠く理由) ……であるので、</p> <p>〇箇月間停止し、臨時状況を把握する。</p> <p>2. (関係者への連絡) ……について指導する。</p> <p>停止記録</p> <p>(保護廃止について)</p> <p>次の理由により、〇月〇日から保護廃止する。</p> <p>1. 長男の新規就労に伴い収入が大幅に増加した。</p> <p>2. 妻についても、引続き現状程度の収入が期待できる。</p> <p>3. 主の病状について、主治医によれば、慢性化しており、長期間治療を要する見込みであるが、医療費については、控費のみで足り、月平均〇〇〇〇円程度であろうとのこと。→現収入で十分に支払可能。</p> <p>4. 長女について、某普通高校を卒業し、就労の予定である。</p> <p>なお、廃止に際し〇〇民委に引続き ………依頼する。</p>	<p>・ 国保加入を指導する。</p> <p>・ 雇用実態、今後の雇用見通しなどを的確に把握する。</p> <p>・ 健康状態についても必要に応じて記入する。</p> <p>・ 対象者自身の意見を記入する。</p> <p>・ 収入申告書を添付する。</p> <p>・ 国保加入を指導する。</p> <p>・ 世帯訪問、関係先調査などを実施し、その状況を記録する。(停止例参照)</p> <p>・ 稼働(収入)実態、見直しなどについて記入する。</p> <p>・ 医療の要否、程度、病状についての今後の見直しを記入する。</p> <p>・ 今後の生活見直し(明細材料)について記入する。</p> <p>・ 継続して指導すべき事項について依頼する。</p>	

第3章 最低生活費

1. 最低生活費の取扱い

(1) 級地基準の適用

級地の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地により定められるが特別の定めのある場合には、例外的な取扱いがなされる。  
これら例外的取扱いを整理すると次のとおりとなる。

項 目	根 拠	備 考
1 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間	局第6-2-(1)-カ	期末一時扶助又は各種加算については、当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用する。
2 出稼等により他の世帯員と別に一般生活費を計上するとき	局第6-2-(1)-キ	出稼等の者の所在する他の級地基準を適用する。(所在を異にするに至った日の翌日から一にするに至った日の前日まで)
3 救護施設等基準生活費	局第6-2-(1)-ク	当該施設の所在地の級地基準により計上する。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を特別基準の設定があつたものとして適用して差しつかえない。
4 入院患者の付添をその出身世帯員が努むるとき	課第4-1	付添を行う世帯員の基準生活費は病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。
5 葬祭扶助	局第6-2-(1)	葬祭地の級地基準による。
6 旅先等で急迫保護を必要とする場合	局第6-2-(2)	当該要保護者の現在地の級地基準による。

記 録	例	留 意 事 項																					
5. 要否判定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>展 低 生 活 費</th> <th>収 入 充 当 額</th> <th>要 否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活費</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>住宅費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>計</td> </tr> </tbody> </table>	展 低 生 活 費	収 入 充 当 額	要 否	生活費	円	円	住宅費			教育費			介護費			医療費			計		計	<p>・経過記録と重複する場合は不要。</p> <p>停止 から 廃止 の場合</p> <p>1. (停止後の生活変動の有無を簡潔に記入する。)</p> <p>.....特に、変動が認められない。</p> <p>2. ....</p> <p>3. ....</p>
展 低 生 活 費	収 入 充 当 額	要 否																					
生活費	円	円																					
住宅費																							
教育費																							
介護費																							
医療費																							
計		計																					

## 10 自立助長とは何か

生活保護法は、その第1条で法律の目的として次の言葉を掲げています。

- ・最低限度の生活を保障する
- ・自立を助長する

この「自立の助長」とは、なかなか困難な内容であるように思います。

「生活保護法の解釈と運用(小山進次郎著)」では、この点を、次のように説明しています。

“最低生活の保障と共に、自立の助成ということを目的の中に含めたのは、「人をして人たるに値する存在」たらしめるには、単にその最低生活を維持させるというだけでは十分でない。

凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。

この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である。

社会保障制度と共に、社会福祉の制度である生活保護制度としては、当然此処迄を目的であるとする考えに出でるものである。

従って、兎角躊躇され易いように市民防止ということは、この制度がその目的に従って最も効果的に運用された結果として起ることであらうが、少なくとも「自立の助長」という表現で第一義的に意図されている所ではない。

自立の助長を目的に謳った趣旨は、そのような調子の低いものではないのである。”

この言葉は、感覚として理解することはできますが、日々、一定量の業務がある程度の速度でこなしていかなければならぬなかで具体的に感じることとは、「自立助長」の言葉には次のような3点があるということです。

## (1) 経済的自立の助長

これを単純にいえば、「生活保護法による保護を受給せずに、自分や家族(世帯)の力で生活できるようになるよう、福祉事務所が支援・協力すること。」といえると考えます。

当然ながら、この世帯に対する処遇方針は、他施策の活用や、就労へ向けた一時扶助等の積極適用をも含めた支援となるでしょう。

## (2) 社会的自立の助長

経済的な自立は困難であっても、生活保護法を利用しながら、自らの生活の維持・向上に努力している世帯を、地域で暮らし続けていけるよう支援することが2番目だ

と考えます。

こうした世帯には高齢者世帯が多く、扶養義務者や近隣者の支援や配慮は当然のこととして、さらにケアマネージャーや関係者の支援を福祉事務所が調整しながら、被保護者自身が自己選択・自己決定を行い、日々の生活において自立した生活や地域社会の一員として充実した生活が営めるような支援方針が望まれることとなります。

## (3) 自立につながる「自律」

(1) や (2) は、福祉事務所の意志の実現というよりも、被保護者自身の内面的実現というべきものであり、その実現のために福祉事務所として支援・お手伝いをしていくわけですが、逆に、「(1) (2) の自立とはほど遠い日々を過ごす方々」が見えるのも現実です。

こうした方々の自立のためには、「自らの生活を律する」という意味の「自律」が、まず必要だと考えます。

生活保護が「人としての生活に困窮する人の生活を支える最後かつ唯一の施策」であり続けるために、こうした方々にも自立をしていただくよう、支援・お手伝いをするなかで、状況によっては強く「自律」を迫らなければなりません。

ただし、自律を迫ることは生半可なことでは済まず、ケースワーカー一人だけではなく福祉事務所全体での対応、場合によっては、市・県を挙げた総力での対応が求められるものとなるでしょう。

日々の業務の中で、こうした方々にぶつかってきた時には、生活保護法が持つ二つの目的と現実の間で、その対応について悩み、良心が痛むこととなります。

「本来に法を適用してもいいのだろうか。」と。

しかしその時は、次のように考えて欲しいのです。

「まずは最低生活を保障する。」「次に自立助長を図らせる。」と。

つまり、真に困窮した状態であればそれを認めて保護を適用し、その後、自立を促していく。

それでもなお生活の維持・向上についての努力が認められない場合は、法第27条、第28条、第62条等を適用しながら、自律を含めた自立助長に処していくことになるわけです。

自立助長について、私たちは、とすれば(1)の考え方(これで完了という意味を含めて。)にとらわれてしまうことが多いのですが、(2)や(3)のような解釈があることを理解しておいてください。

イ 高齢者世帯の8さん夫婦

(以下、処遇(支援)方針の実施時期の最初の月を仮に6月とします。)

現状	① 夫75歳、妻70歳の二人世帯。隣市町に長男、長女が住むが交流なし。 ② 老人健康診査で夫に胃がんが見つかり、入院して手術を受けることになる。 ③ 夫の世話のために病院に通っていた妻は、疲労から持病の腰痛が悪化し、起居動作も困難な様子。 ④ 夫、妻とも、引き継ぎ住み慣れた心地で暮らしていきたいとの希望を表す。
課題	① 家事を援助するものがない。 ② 入院中の夫の身の回りの世話をするものがない。
目標	① 在宅福祉サービスを利用して、夫婦のまわりの世話をさせる。それを機会に生活していく。 ② 長男・長女に入院中の夫の身のまわりの世話をさせる。それを機会に親子が交流を再開する。
要因	① 在宅福祉サービス利用の方法がわからない。申請手続きなどを支援するものもない。 ② 夫と長男・長女の間にわだかまりがあり、互いに拒絶し合う状況となっている。妻もそれに従っている。
処遇(支援)方針	① 居宅介護支援センター職員に家庭訪問を依頼し、妻の意向確認のうえ、要介護・要支援認定申請をさせる。(実施時期・評価時期：6月) ② 妻に対し、長男(又は長女)と面会し援助依頼するよう働きかける。(実施時期・評価時期：6月) [妻自らが行うことが困難な場合] 長男(又は長女)と接し、両親との交流再開、妻宅・夫入院先の訪問を働きかける。(実施時期・評価時期：6月) ③ ケアプランに基づき、訪問介護、通所介護サービスなどを利用させ、在宅生活を支える。(実施時期・評価時期：7月) ④ 世帯の生活支援は、ケアマネージャーが中心となって行うこととし、適時適切な情報交換により、課題共有に努める。(実施時期・評価時期：7月)
評価の例	(処遇(支援)方針①を評価)⇒申請ができていない。居宅介護支援センター職員が多忙のため訪問できていなかった。 [新処遇(支援)方針] ① 居宅介護支援センター職員と日程調整のうえ、福祉事務所C.Wが同行して(または、福祉事務所C.W単独で)家庭訪問を行い、妻の意向を確認して、要介護・要支援認定申請をさせる。(実施時期・評価時期：7月)

ウ 本人ができることは、本人にしてもらう。

私たちができることは、側面支援です。主役である被保護者本人ができてくれば、まず本人に行ってもらおう心がけてください。

そのためには、本人の意向の把握と、処遇(支援)方針の被保護者との共有が重要な柱となります。

エ 「方法」が「方針」となってしまうに注意する。

「生活状況・病状等の把握、確認」などは、処遇(支援)方針を立てるための「方法」であって、その方法によって得られた課題や要因を解決するための具体的な援助・指導内容が「方針」であることを再確認してください。

オ 欲張らない。

要因のすべてを一度に解決することは不可能です。今その世帯にとって大切なものは何かを考え、目標達成時期を設定しながら、優先順位を付けたり、処遇(支援)方針を絞り込んでいくことも大切です。

(3) 世帯類型別の具体例  
 それでは、世帯類型別にモデルを挙げて、具体的な策定過程を考えてみますが、この例示にあたっては、厚生労働省・社会保障審議会福祉部会・生活保護制度の在り方に関する専門委員会の議論で提案された具体例からまず一つを引用し、以下その例にならって考察することとしました。

ア 母子家庭のAさん(同専門員会・第9回会議の厚生労働省公表資料から)

現状	① 母子家庭。パート就労中(1日4時間)。 ② 子は中学生2人。病状調査結果も「軽労働可」で就労阻害要因なし。 ③ 酒法、指導を強化すると、荷気に逃げる傾向あり。 ④ フルタイム就労により自立可能。
課題	稼働能力の活用が不十分。
目標	定職就労(フルタイム就労)を開始させ、自立の時期を10月とする。
要因	① 定職の求職経験がなく、職安制度についての理解が不十分。 ② 病状ゆえフルタイム就労は無理との認識。 ③ 将来に対する展望がない。
処遇(支援)方針	① 将来計画を樹立させ、生活設計書を作成させる(実施時期・評価時期：6月)。 ② 職安に同行訪問のうえ、求職の方向を説明(実施時期・評価時期：6月)。 ③ 求職活動状況報告書の提出を指導(実施時期：6月、評価時期：7月)。 ④ 病状調査結果及びフルタイム就労のメリットを本人に説明(実施時期・評価時期：6月)。

ウ 傷病・障害者世帯のCさん

現状	<p>① 62歳、アパートで一人暮らし。転倒を重ねた後に失業し、失業保険で生活していたところ、脳梗塞で倒れ、救急病院に搬送される。医療費支払い困難により保護開始。</p> <p>② 右上下肢に麻痺が出現。地域の基幹病院に転院し、リハビリ治療を続ける。麻痺は残っているが、状態が安定してきたため、主治医から退院の働きかけがある。</p> <p>③ 移動は杖歩行と車椅子の併用。</p> <p>④ 身寄りがないことから、知人・友人が近くに住む元のアパートに帰りたことからの希望を致す。</p> <p>⑤ アパートの玄関に段差がある。トイレも和式。</p>
課題	<p>① 一人でアパート生活するうえで、本人の身体、住宅の設備の両面で支障がある。</p> <p>② リハビリ治療のための通院時など、退院後の外出に支障がある。</p>
目標	<p>① 身体障害者手帳を取得し、支援費制度によるホームヘルプサービス、住宅改修費給付事業による住宅改修を募入し、退院を9月とする。</p> <p>② 介護扶助（65歳未満のため10割扶助）を適用し、通所リハビリサービスを利用する。通院は、重度障害者タクシー助成事業によるタクシー券を利用する。</p>
要因	<p>① 身体障害者手帳及び介護扶助の申請行為が一人ではできない。</p> <p>② 住宅改修のための家主の同意取り付け。</p>
処遇(支援)方針	<p>① 病院ソーシャルワーカー（MSW）に調整を依頼し、主治医面接を行い、身体障害者手帳及び介護扶助に該当する障害程度であるかの確認を行う。（実施時期・評価時期：6月）</p> <p>② 本人に対し、住宅の家主に連絡して住宅改修の同意を得るよう指導する。（実施時期・評価時期：6月）</p> <p>③ 本人、MSW、リハビリ担当医師、市町村支援費制度担当者、居宅介護支援事業所ケアマネージャー、福祉事務所CWらで、退院後の生活・治療計画について協議し、計画を策定・共有する。（実施時期・評価時期：7月）</p> <p>④ 玄関上がり口への手すりの設置、洋式便座取付等の住宅改修を行う。（実施時期・評価時期：8月）</p> <p>⑤ 退院後の生活支援は、ケアマネージャーが中心となって行うこととし、適時適切な情報交換により、課題共有に努める。（実施時期・評価時期：9月）</p> <p>※1 身体障害者手帳の取得が事情により遅れる場合は、介護扶助によるホームヘルプサービス、住宅改修を先行させることも検討。</p> <p>※2 本人が65歳以上の場合は、介護保険によるホームヘルプサービス、住宅改修が優先となる。</p>
評価の例	<p>（処遇(支援)方針②を評価）⇒同意が取れない。電話ではうまく説明できなかった。</p>

（新処遇(支援)方針）
② 福祉事務所CWが同行して、家主宅を訪問し、住宅改修について同意を取り付ける。（実施時期：8月）

エ アルコール依存症のDさん

現状	<p>① 47歳単身男性。自動車ディーラーの営業職として働いてきたがストレスから飲酒傾向が強まり、無断欠勤、顧客とのトラブルが頻発し42歳のときに退職。その後は、酒代を稼ぐために一日単位の仕事に就くという暮らしを続けてきた。45歳のときに肝炎で入院となり、医療費支払い困難により保護開始。</p> <p>② 症状軽減し退院するが、再び飲酒するようになり、就労再開できなっている。</p> <p>③ 福祉事務所専任医師との協議を経て、アルコール専門医がいる病院への通院を開始するが、病識がなく、処方された薬も正しく服用していない。</p>
課題	<p>① 薬が正しく服用できていない。</p> <p>② 病識がない。</p>
目標	<p>① 薬を正しく服用する。</p> <p>② アルコール依存からの回復に前向きに取り組むようになる。</p>
要因	<p>① アルコール依存は病気であること、治療により回復することを理解させ、治療に取り組む姿勢を醸成させるための手続が講じられていない。</p> <p>② 服薬管理を含め本人の生活を見守るものがない。</p>
処遇(支援)方針	<p>① 保健所精神保健福祉相談員、保健師と同行して家庭訪問を行い、本人に対し、アルコール依存は病気であること、治療により回復することを理解させ、治療に取り組む姿勢を醸成させる。（実施時期・評価時期：6月）</p> <p>② 専門病院主治医、同病院ソーシャルワーカー、保健所精神保健福祉相談員、保健師、福祉事務所CWらによるケースカンファランスを開催し、アルコール治療プログラムを作成、本人にも提示して共有する。（実施時期・評価時期：7月）</p> <p>③ 専門病院看護士による訪問看護、並びに、保健所保健福祉相談員、保健師、福祉事務所CWらによる家庭訪問を、日曜調整しながら行い、治療プログラムに沿った療養生活ができていくかを見守り、相談にも乗っていく。（実施時期・評価時期：8月）</p> <p>（処遇(支援)方針③を評価）⇒プログラムが守られていない。プログラムが自分のものとなっていない。</p> <p>【新処遇(支援)方針】</p> <p>② ②のメニューに本人も加え、修正治療プログラム作成会議を開催し、その結果を共有する。（実施時期・評価時期：9月）</p>
評価の例	

#### 4. 生活保護の援助充実に対する自治体の取り組み状況③

##### ～自治体ヒアリングの概要

森川美絵

##### 要旨

自治体における生活保護の援助業務への取り組みについて、2つの都道府県・指定都市レベルの自治体本庁保護担当課および管内の実施機関に対して実施したヒアリングの概要を整理した。援助業務の標準化、多義的な自立支援の展開の現状について考察した後、「援助の評価」を実施する際の課題について検討した。

援助業務の標準化にむけ、京都市では援助側面も含めたマニュアルの整備、北九州市では、援助業務のマネジメントの徹底という、独自の取り組みを展開していた。「処遇マニュアル」作成を可能にする条件として、本庁サイドにおけるケースワークのノウハウ蓄積があった。また、援助業務のマネジメントを促す要因として、監査指導や記録様式などの重要性が示唆されたが、背景的要因として本庁サイドのケースワークの力量も見逃せない。2つの自治体における生活保護世帯への援助の取り組みについては、「広い自立概念にもとづく支援」という「新しさ」を示している一方で、各自治体における支援の「展開の仕方」は、従来の稼働能力基準にもとづく援助の展開の仕方と密接に関わっていることも、伺えた。援助の評価については、援助のマネジメント化による援助目標・評価の設定が、多様な自立支援の評価を「手続き的側面」から整備する取り組みとして注目できることに言及した。また、「援助の質」評価を進める上では、「援助の価値的側面」の組織的な滋養のあり方が問われること、「援助の考え方」に重点を置いた「処遇マニュアル」の整備は、その有効な取り組みになりえることなども、言及した。

##### 4-1 ヒアリングの目的

第4章では、2つの自治体（京都市、北九州市）に対するヒアリングの概要を整理する。

自治体へのヒアリングでは、都道府県・指定都市レベルでの「生活保護における援助」の取り組み状況やその課題について、業務の標準化や評価という観点も含めて、保護業務の企画運営、実践の指導的立場にある実務家の方から意見・考えを伺うことにある。

ヒアリング対象の選定は、近年（平成10年以降）の保護率の動向およびマニュアル・指針等の整備状況（第2章アンケート結果）を勘案して行った。すなわち、ひとつは、都道府

県・指定都市のなかで最も多くのマニュアルを整備してきた京都市である。もうひとつは、保護率が全国の都道府県・指定都市において平成10年度以降、軒並み上昇しているなか、保護率の上昇がみられなかった北九州市である。

平成10年以降の全国的な傾向として、生活保護の相談者の増加や、被保護者の抱える生活問題の早期解決が困難な状況で、保護率が上昇してきている。そのなかで、北九州市は、結果として保護率を安定的に推移させてきており、その背景には、被保護者の生活課題の解決に向けた自治体としての積極的・組織的な取り組みが予想される。また、被保護世帯に対する援助ないし自立支援推進の組織的対応のひとつとして、マニュアル等を通じた援助内容・質の標準化の必要性が、国レベルの生活保護行政の方針として言及されている。京都市は、それらに積極的に取り組んできており、マニュアル策定の経緯を含め、業務運営の課題や取り組み状況の一端が明らかにできると考えられる。

ヒアリング方法の概要は以下の通り。

#### 4-2 ヒアリングの方法

(対象) ヒアリング対象としたのは、自治体の本庁保護担当課および管内の実施機関（福祉事務所）である。

(実施時期) 実施時期は、京都市(本庁およびa福祉事務所)は2005年11月7日、北九州市(本庁およびb福祉事務所)は2005年12月5日である。ヒアリングは、それぞれの機関の所属する施設の会議室で行われた。ヒアリングの所要時間は、京都市の本庁保護担当課が2時間半、a福祉事務所が2時間半、北九州市の本庁保護担当課が3時間30分、b福祉事務所が2時間30分である。

(インフォーマント) ヒアリングの主なインフォーマントは以下の通り。

京都市 (本庁) 保護担当課課長補佐、担当課長、担当係長

(a福祉事務所) 所長、保護課長、保護係長

北九州市 (本庁) 保健福祉局参事、保護課係長、 監査指導課係長

(b福祉事務所) 保護課長、面接担当主査、保護係長

主なヒアリング項目は、保護の状況と実施体制、援助の現状の課題と取り組み状況（組織的な「援助の標準化」の取り組み含）、援助業務の評価に対する考え方、等である（「ヒアリング項目」一覧は、章末の添付資料4-1を参照）。

(依頼・記録)

ヒアリング実施にあたり、ヒアリング項目を添えて依頼文を本庁保護担当課に郵送し、了解を得た(2005年9月)。

当日は、相手の承諾を得てヒアリング内容をICレコーダーに録音し、それをもとにヒアリング記録を作成した。

ヒアリング記録に基づき森川が報告書の原稿(案)を作成し、両自治体のヒアリング担当課に原稿(案)の確認・訂正を依頼した(2006年2月)。自治体からの実施体制や統計に関する訂正依頼は、そのまま原稿に反映させ、表現等の訂正依頼も可能な限り反映させた。内容について寄せられた意見は考察等において可能な限り考慮した。また、自治体名の実名記載や、ヒアリング時に提出された資料の報告書への一部転載についても両自治体の担当課に打診し、許可を得た(2006年2月)。

本章の記載内容についての責任は執筆担当者にある。本章においてヒアリングに応じてくださった皆様の思いを十分に反映できなかった部分や、事実記載の不十分な点などがあるとすれば、それはすべて執筆者が責を負うものである。

図4-1 保護率の推移

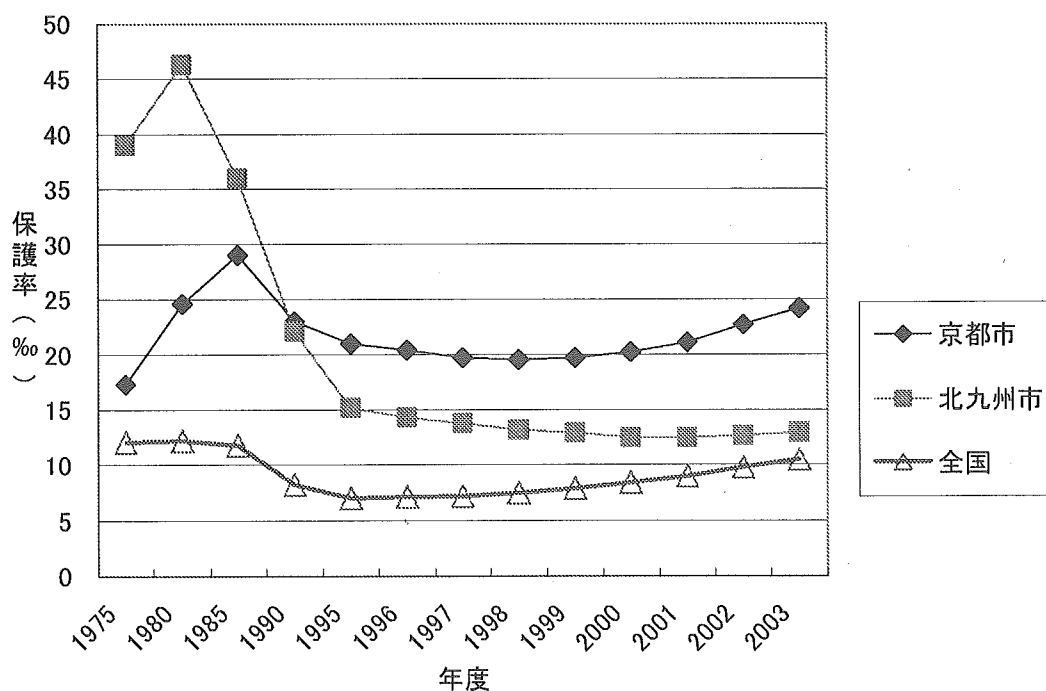




表4-1 人口および世帯の状況

	総人口 (※1)	総世帯数 (※2)	高齢化率 (※3)	母子世帯 数 (※4)	母子世帯 割合
京都市	1,464,238	645,480	19.6%	11,266	(1.75%)
北九州市	1,000,136	422,485	20.8%	10,790	(2.55%)
全国	127,687,000	48,642,000	19.5%	843,700	(1.73%)

表4-2 保護の状況

保護世帯数(平成15年度、総数および世帯類型別内訳)(※5)

	保護世帯数				(稼働世帯)
	高齡	母子	障害	傷病 その他	
京都市	23,630	11,156	3,023	2,432	4,035
北九州市	10,291	7,110	206	841	369
全国	941,270	435,804	82,216	95,283	113,967

保護率(平成15年度、%)および保護内訳(世帯類型別、割合%)(※6)

	保護率(%)				(稼働世帯)
	高齡	母子	障害	傷病 その他	
京都市	24.2	47.2%	12.8%	10.3%	17.1%
北九州市	13.0	69.1%	2.0%	8.2%	5.4%
全国	10.5	46.3%	8.7%	10.1%	12.1%

- ※1) 全国の総人口は総務省「人口推計月報(平成16年10月)」。
- ※2) 全国の総世帯数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2003年10月推計)。  
京都市・北九州市の総人口・総世帯数は総務省「人口推計月報」平成16年10月の数値。  
(京都市HP「全国及び大都市主要統計」より引用 <http://www.city.kyoto.jp/sogo/toukei/zyoho/data/bdaitoshi.xls> 2006.2/1#)
- ※3) 総務省「人口推計月報(平成16年10月)」における高齢者人口を総人口で除して算出。  
京都市の高齢化率は「平成16年版京都市統計書」(平成16年10月1日現在)。  
北九州市の高齢化率は「住民基本台帳人口」(平成15年9月30日現在)。
- ※4) 便宜的に「平成15年度福祉行政報告例」の児童扶養手当受給者数における「母子世帯」数を、母子世帯数としている。
- ※5) 保護世帯数は福祉行政報告例(平成15年度)。  
各世帯類型の世帯数は、「平成15年度福祉行政報告例」の「現に保護を受けた世帯数(月分報告の類型)、世帯類型別」を12で除した数値。  
このため、「内訳総数」と左セルの「保護世帯数」とは若干のズレがある。
- ※6) 保護率は福祉行政報告例(平成15年度)。  
世帯類型別の内訳(割合)は、「世帯類型別」保護世帯数を「総数」で除して算出。

#### 4-3 ヒアリング結果（1）～京都市

##### （1）自治体の概況（人口・世帯および保護の状況）

京都市は近畿ブロック内に位置する人口規模 150 万程度の自治体である。高齢化率は全国平均とほぼ同じ 20%弱となっている（平成 16 年 10 月時点）（表 4-1 参照）。歴史的な建造物の多い観光地であり、大都市として市街地の整備が進む一方、伝統産業が一定数を占める。就業構造でも、パート・アルバイトが多く正社員が少ない。零細企業の割合や、200 万以下の収入層の割合が全国トップクラスとなっている。

保護率は、継続的に高い部類に属している。すなわち、1980 年代は 25%以上、90 年代半ばまでは 20%を超える状況が続く。90 年代後半から末に若干の低下傾向がみられ 20%を下回るものの、2000 年以降は毎年保護率が増加し、2003 年度は 24%、その後も増加は続いている（図 4-1 参照）。

保護世帯の内訳は、高齢世帯が 47.2%、母子世帯が 12.8%、障害世帯が 10.3%、傷病世帯が 19.4%、その他の世帯が 9.7%となっている（平成 15 年度）。全国平均と比較すると、母子世帯の割合が約 4 ポイント多く、傷病世帯が約 6 ポイント少ない。母子世帯の多さを反映し、保護世帯のうち稼働世帯の占める割合は 17.1%と、全国平均の 12.1%より 5 ポイント程高い（平成 15 年度）（表 4-2 参照）。

実施機関の a 福祉事務所は、京都市の北西部に位置し、管内最大の規模（管轄地域の 35%、人口 20 万人以上）を担当している。管内は山間・農業地域、史跡・名勝などの観光地域、新興住宅地域、伝統産業や工業地域が混在している。保護率は 18.1%（平成 17 年 4 月時点）で、2 箇所（管内計 4 箇所のうち）の母子生活支援施設を抱えることから母子世帯の保護世帯に占める割合が比較的多い（担当保護世帯の 18.2%、平成 17 年 4 月時点）。また、厳しい雇用状況や伝統産業の不振、市街地より家賃が低額なことによる転入世帯の増加等により、多数の生活相談が継続している<sup>1</sup>。

##### （2）実施体制

京都市の実施体制は、人員配置的には比較的恵まれている。被保護世帯 80 につき地区担当の現業員（ケースワーカー：以下「CW」）1 人の配置がオーソライズされ、維持されたうえで、管轄下の福祉事務所の一部では稼働年齢層への指導援助を充実するため「被保護

---

<sup>1</sup> 京都市福祉事務所の概況は、京都市福祉部「平成 17 年度 福祉施策事業概要」より参照。

世帯80につき1人」から算出された標準数より0～2人多い生活保護専任のCWが配置されている。また、全福祉事務所に専任の面接相談員が1～2人配置されている。このほか、就労支援員が2名（平成13年度より2名体制）、中国語通訳者2名（平成8年度以降2名体制）などが、非常勤職員として配置されている。

現業員（CW＋面接担当）のうち経験年数1年未満のもの割合は、京都市全体で6分の1程度となっている（ヒアリング時提出資料）。人事異動のサイクルは、基本は5年、新規採用の場合は3年となっている。

### （3）援助の質標準化に向けた取り組み ～マニュアル・手引きの作成

京都市は、都道府県・指定都市のなかで最も多数のマニュアル・手引きを揃えている自治体のひとつである。「生活保護の手引」「疑義解釈集」といったいわゆる「事務マニュアル」のほか、いわゆる「処遇マニュアル」も作成している。「処遇マニュアル」には、近年、様々な自治体で策定されている就労支援に加え、母子世帯や精神障害者の支援についての手引があるほか、現在、退院支援に関する手引の策定が進むなど、幅広い内容について整備されている<sup>2</sup>（母子世帯および精神障害者処遇マニュアルの構成については、章末に掲載の資料4-2参照）。既策定および策定予定のマニュアル・手引きは以下の通り。

1. 「生活保護の手引」1987年（S62頃）：業務の要点や具体的な事務要領
2. 「面接相談の手引」1991年（H3.4）：面接相談における基本的態度と面接技術等
3. 「自動車保有世帯指導マニュアル」1993年（H5.4）（2006改訂予定）
4. 「生活保護 母子世帯に対する処遇の充実に向けて」1999年（H11.3）：母子世帯への処遇の視点と方策
5. 「生活保護 精神障害者への援助充実に向けて」2000年（H12.4）：精神障害者に対する援助の視点や留意点、基礎知識等
6. 「はじめて生活保護 CW になられた方へ」2000年（H12.3）、H15.4改訂：処遇面も含めた新任用マニュアル
7. 「生活保護疑義解釈集」2002年（H14.3）：問答形式による、法令、実施要領、医療扶助運営要領等の解釈
8. 「生活保護 査察指導の手引き」2003年（H15.3）：新任保護係長の業務マニュアル

---

<sup>2</sup> 「事務マニュアル」「処遇マニュアル」という呼称はヒアリング時に、実務者が使用した呼び方。

9. 「生活保護 新規調査の手引き」2003年（H15.5）：新任向け
10. 「生活保護 就労支援の手引き」2004年（H16.5）：基本的な就労支援の手法、事例を集めた手引書
11. 「生活保護 退院支援の手引き」（2006(H18)予定：社会的入院を余儀なくされている長期入院患者の退院支援についての、基本的なノウハウや事例集）

マニュアル策定の経緯・背景は以下の通り（本庁保護担当課の説明）。

<第1次マニュアル化時代 1980年代後半～1990年代前半>

かつては、経験豊富なCWが多数配置されており、CWが職人芸的な援助を展開していた。1980年代前半、経験のない新人CWが多量に配属されることになった。新人CWにどう即戦力として役立ってもらうか、という観点から、生活保護の事務および面接についての手引が策定された。

<第2次マニュアル化時代 1990年代末～>

1990年代以降、大区役所制の導入により、区役所（税務担当など）と福祉事務所の人事交流が増大するなか、新任職員に生活保護の業務を少しでもわかりやすく伝える必要性が一層強まった。本庁と福祉事務所の指導職員（所長、課長、係長）とは、月に1～2回、福祉事務所の抱えている課題とその解決についての意見交換等を行っているが、その意見交換の際に、保護係長の業務が非常に多忙になっている、との指摘があったという。その内実は、「ワーカーから係長にひっきりなしに相談がくる」というもので、それに対応するために業務の標準的なものを示す必要がある、との意見がでた。そこで、標準的な業務を示すものとして「はじめて生活保護CWになられた方へ」「査察指導の手引き」「新規調査の手引き」などが作成された（本庁保護課 担当課長）。

また、対人援助面の充実という観点から、いわゆる「処遇マニュアル」が作成されてきた。例えば「就労支援」のマニュアルは、監査を通じ、就労指導について福祉事務所に即戦力が必要、ノウハウがない（「ワーカーに『引き出し』がない」という印象をもち、各場面での支援の視点を再度確認してもらうために作成した（本庁保護担当課 課長補佐）。支援の視点のほかに事例や労働行政に関する情報などを盛りこんでおり、事例は、生活保護部会で汎用性が高いものを集めた（章末の資料4-2「就労支援の事例」を参照）。

マニュアル作成の体制（平成13年度以降）は、本庁職員が執筆担当となり、「部長（事務所所長）1、課長級3、保護担当係長6（以上、本庁が指定）と本庁職員」による検討部